

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から令和元年5月第3回総会を開会いたします。開会時間は午後1時30分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は欠席者はありません。出席農業委員会委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は9名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今月は議席番号8番吉野委員と、議席番号11番青木委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

命により、申請番号1番について説明いたします。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について説明)

なお、申請につきまして補足説明させていただきます。

こちらの案件は議案書にも記載のある通り、平成30年12月農業委員会総会において、農業振興地域（青地）からの除外申請が承認されたものになります。小川町より除外の許可が下りたため、この度農地転用の申請に至ったものです。除外申請時と比べて計画内容に変更はありません。

こちらの計画は、最終的に県道からの侵入を予定しており、その旨は県土整備事務所と協議済であることを確認済みです。

また、工事資金、土地代金に対しては、自己資金で賄っており、預金の残高証明書が添付されております。隣接農地の耕作者から、本件の計画についての同意書を得ていることを申し添えます。

本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地、「第2種農地」にあたりと判断されます。

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。つづきまして八和田地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番権田委員

はい。9番権田が報告します。7月19日金曜日8時に農業委員3名、推進委員3名、計6名で現地調査をいたしました。現地は現在は草刈管理状態です。県道からの侵入のため、県土整備事務所に許可申請を申請中、とのこと。区画線はトラロープを張るとのことです。特に問題なしと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 6番田端委員 はい。
- 議長 はい。田端委員。
- 6番田端委員 園児は何人ぐらいいるんですか。
- 議長 事務局、お願いします。
- 事務局 はい。参考資料によると、園児30名、保育園児60名、計90名受け入れをしているということです。
- 6番田端委員 わかりました。ありがとうございます。
- 議長 ほかに何かご質問ありますか。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。
- それでは日程3報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。
- (申請番号1番について順に読み上げる)
- 以上、報告いたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。

議長

つづきまして、日程4報告第2号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。続きまして、報告第2号、農地所有適格法人の要件の確認について「農地法第6条第1項の規定により提出のされた農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の要件確認について報告する」、とのことであります。

こちらの案件は前年度まで議案として上程しておりましたが、条件を満たすことを確認する案件であり、その内容について審議するものではありませんので、今年度より報告案件とさせていただきます。

農地所有適格法人の要件確認につきましては農業委員会が改選されて初めての案件になりますので、報告に入る前に少しご説明させていただきます。

通常、農地は農家でなければ所有、借り受けできないものとされており、法人は農家にあたらないため、農地の所有借り受けはできないこととなっております。しかし、一定の条件を満たすことで、法人も農地を所有したり借り受けができることとされており、この条件を満たした、「農業経営を行うために農地を所有できる法人」のことを「農地所有適格法人」といいます。

お配りしたカラー印刷の資料「農地を所有できる法人の要件等の見直し」をご覧ください。こちらは平成28年4月1日施工の改正農地法により変更になった点をわかりやすく記載した資料です。農地所有適格法人は、以前は「農業生産法人」と呼ばれており、この改正により法人の呼び名が変更となり、要件が緩和されました。

農地所有適格法人の要件は、資料にありますとおり「法人形態要件」「事業要件」「構成員・議決権要件」「役員要件」の4つになります。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件（法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件）を満たすか毎年、確認をお願いしますものです。

農地利用適格法人は毎年この条件を満たすことを報告する必要がありますが、提出時期は決算月によりことなります。

現在小川町内では5法人の農地利用適格法人があり、今回はその中の1法人の報告となります。

では、報告をしていきますので、資料と合わせてごらんになりながらお聞きください。

（議案内容を説明）

1点目、「法人形態要件」についてですが、カラーの資料をご覧くださいと、「株式会社（非公開会社に限る）、持ち分会社または農事組合法人」であることが条件とされています。議案書のページ左上、「法人形態」欄をご覧ください。当該会社は、非公開の株式会社でありまして、また、会社の定款を見ますと、株式譲渡制限がある会社になっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」についてですが、資料をご覧くださいと「売上高の過半が農業（販売・加工等を含む）」であることが条件とされています。議案書のページ左下、「売上高」欄をご覧ください。年間総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業でありますので「適」と認められます。

事務局

3点目、「構成員要件」についてですが、資料をご覧くださいと“常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1超”であることが条件とされています。議案書のページ右上、「構成員数」欄をご覧ください。構成員たる要件のうちの一つとして、農地提供者①～⑦がございます。本件は株主2名が、要件を満たすうちの一つである年間150日以上②「農業常時従事者」でありますので「適」と認められます。

4点目、「役員要件」についてですが、資料をご覧くださいと“役員の過半が農業の常時従事者”であること、また、役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）“であることが条件とされています。議案書のページ右下、「農業・農作業従事者の状況」欄をご覧ください。本件は、役員2名全員が⑨にあるとおり、農業に常時従事し、かつ年間60日以上農作業しておりますので「適」と認められます。

以上、本件は4要件を満たすものと判断されますので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和元年7月第5回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後1時53分です。